

(外交防衛委員会)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定及び日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、航空自衛隊の警戒航空隊を警戒航空団に改編することに伴う規定の整備を行う。
- 三、即応予備自衛官の員数を改める。
- 四、カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 五、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダ及びフランスの各

軍隊を追加する。

六、本法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定める。